

厚生労働大臣  
田村 憲久 様

聴覚障害者災害救援中央本部  
運営委員長 石野富志三郎

東日本大震災から 3 年  
障 害 者 に 関 す る 要 望

時下、ますますご清栄のことと存じます。

日頃より聴覚障害者へのご支援・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から 3 年がたちましたが、被災地の障害者は避難先で、また仮設住宅等で、未だ不自由な生活を強いられています。

このような中、早急に被災者の現状を把握し、被災した障害者が一日も早く安心して暮らせるよう、また首都直下型地震・南海トラフ地震等の大地震、昨今の異常気象による自然災害等、今後起きうる災害への対応を早急に進めて行くことが求められています。

障害者、特に聴覚障害者に係る施策について下記要望致します。

何卒よろしくお願い申し上げます。

記

【地方公共団体の地域防災計画やガイドラインについて】

1. 自治体で「地域防災計画」を策定する際は、障害当事者が必ず参画できるようにしてください。
2. 内閣府・総務省・厚生労働省による「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月）では、災害時に要援護者情報の収集・共有につき、本人の個別同意方式には限界があることから、「関係機関共有方式」の積極的活用を推奨していることを改めて周知するとともに、災害対策基本法で作成が義務付けられている地方公共団体の地域防災計画に、被災者の個人情報取扱事項や関係機関共有方式を明記するよう、強く働きかけてください。

※ 災害時の要援護者情報の収集・共有については

平成 25 年 3 月「災害時要援護者の避難支援に関する検討会 報告書」

平成 25 年 6 月「災害対策基本法改正」

において、その実効性をより確かなものにするよう働きかけてください。

3. 地方公共団体の地域防災計画やガイドラインに、避難所等における聴覚障害者には、他の避難者と同等の情報が提供されるように、避難所運営マニュアルに障害者への情

報提供手段などの事項を明記するよう強く働きかけてください。

**【改正災害対策基本法及び新ガイドラインについて】**

1. 改正災害対策基本法、および「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（新ガイドライン）」に、障害者の支援体制の枠組みの中に、障害者当事者団体・支援団体等を明確に位置づけてください。
2. 要援護者・要支援者に関わる施策の周知と推進を、障害当事者参画のもと実施してください。
3. 新ガイドラインにある「避難支援者等関係者への事前の名簿情報の提供」には、東日本大震災時に障害者への支援活動を行った「障害者団体」も含めてください。

**【聴覚障害者に関する施策について】**

1. 被災地に、災害期・復興期を通して、被災した聴覚障害者の生活再建のため、手話通訳者・要約筆記者・ろうあ者相談員を公的に派遣してください。
2. ろうあ者相談員は国の制度ではなく、自治体の制度のため、自治体の多くがろうあ者相談員を配置していません。日常期には聴覚障害者の更生援護に関する相談に応じ、災害期・復興期には、被災聴覚障害者の心のケアや生活再建のため、相談支援を担うろうあ者相談員を、自治体が設置できるよう、手話通訳設置事業同様に「ろうあ者相談員設置事業」を意思疎通支援事業に含めてください。
3. 災害時に聴覚障害者支援の拠点となる「聴覚障害者情報提供施設」を、全ての都道府県・政令指定都市に設置してください。
4. 災害を減災に変えるため、聴覚障害者への防災への啓発や訓練を行えるよう、障害者防災事業を新設するとともに、聴覚障害者情報提供施設を聴覚障害者の防災への啓発や訓練、災害時の情報発信、避難所等でのコミュニケーション保障を行う重要な役割を持つものとして整備し、そのために必要な法整備と予算化を図ってください。
5. 日常生活用具に、聴覚障害者が災害情報を取得するに必要な「タブレット」を、また盲ろう者には「点字ディスプレイ付き情報端末」を入れてください。

聴覚障害者災害救援中央本部  
〈構成団体〉

一般財団法人全日本ろうあ連盟

一般社団法人全国手話通訳問題研究会

一般社団法人日本手話通訳士協会

**【連絡先】**

一般財団法人全日本ろうあ連盟

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 130 SK ビル 8階

TEL 03-3268-8847・FAX 03-3267-3445